

## 第一回 放送番組審議会 議事録

1. 開催日時 平成29年6月14日(水) 14:00～
2. 開催場所 奈良県五條市野原西三丁目3番41号  
社会福祉法人祥水園 祥水園野原西 village café 澁の街
3. 委員の出席 委員総数 : 5名(出席委員数: 4名 欠席委員数: 1名)  
出席委員の氏名: 石井光洋 尾来孝志 丸谷一夫 井本誓晃  
(敬称略)  
欠席委員の氏名: 宮倉靖幸  
(敬称略)  
放送事業者側出席者名: 理事長 塩崎万規子 局長 斎藤潤

### 4. 議題

- 議題① エフエム五條放送番組審議会規則の施行について
- 議題② 会長・副会長の互選について
- 議題③ 放送番組の編集の基準について
- 議題④ 放送番組の編集に関する基本計画について
- 議題⑤ エフエム五條開局日について
- 議題⑥ エフエム五條番組スケジュールについて

### 5. 議事の概要

定刻となり、委員総数5名のうち4名の出席により本会規則第6条第2項に定める定足数を満たしているため本審議会が成立していることを確認した。議長として石井光洋氏が推され、直ちに審議に入った。

#### 議題① エフエム五條放送番組審議会規則の施行について

議長より、予め配布済みの「エフエム五條放送番組審議会規則(案)」について説明があった。その後、各委員に対し、質疑応答を踏ったところ満場一致で承認した。

#### 議題② 会長・副会長の互選について

議長より、本会規則第5条第1項の規定により、会長及び副会長を選任する必要がある旨の説明があった。

委員全員の互選により、下記2名がそれぞれ就任した。被選任者はその場で就任を承諾した。

会 長 石井 光洋

副会長 尾来 孝志

任期は、平成29年6月13日～平成31年6月12日までとする。

議題③ 放送番組の編集の基準について

議長より、予め配布済みの「放送番組の編集の基準（案）」について説明があった。その後、各委員に対し、質疑応答を諮ったところ満場一致で承認した。

議題④ 放送番組の編集に関する基本計画について

議長より、予め配布済みの「放送番組の編集に関する基本計画について（案）」について説明があった。その後、各委員に対し、質疑応答を諮ったところ満場一致で承認した。

議題⑤ エフエム五條開局日について

議長より、「エフエム五條」の開局日について下記の通り説明があり、満場一致をもって承認した。

エフエム五條開局日：平成29年7月8日

議題⑥ 番組スケジュールについて

議長より、エフエム五條番組スケジュールについて予め配布済みの「FM 五條タイムテーブル（案）」に基づき説明があった。その後、各委員に対し、質疑応答を諮ったところ満場一致をもって承認した。

6. 審議の答申・意見に対してとった措置

特になし

7. 審議会の答申・意見の概要の公表

事務所に備置き 平成29年 6月27日

8. 次回番組審議委員会

平成29年7月12日（水）14：00からを予定

別紙26-(10) 放送番組の審議機関に関する事項

| フリガナ<br>委員の氏名     | 住所     | 性別 | 生年月日        | 職業                 | 備考 |
|-------------------|--------|----|-------------|--------------------|----|
| イシイ ミツヒロ<br>石井光洋  | 奈良県五條市 | 男  | 昭和17年7月25日  | 石井物産株式会社 代表取締役     |    |
| オグル タカシ<br>尾来孝志   | 奈良県五條市 | 男  | 昭和20年2月8日   | 大澤寺 住職             |    |
| マルタニ カズオ<br>丸谷一夫  | 奈良県五條市 | 男  | 昭和22年10月18日 | 有限会社あきつしま 代表取締役    |    |
| イモト セイコウ<br>井本誓晃  | 奈良県五條市 | 男  | 昭和44年12月22日 | 社会福祉法人嚶鳴学院         |    |
| ミヤクラ ヤスユキ<br>宮倉靖幸 | 奈良県五條市 | 男  | 昭和39年1月10日  | 株式会社柿の葉ずしヤマト 代表取締役 |    |
| 委員総数              | 5人     |    |             |                    |    |

(添付資料)

- ・ 資料6 放送番組審議機関（審議会）規則

|       |            |       |           |
|-------|------------|-------|-----------|
| 平成28年 | 社会福祉法人 祥水園 | C F M | 別紙26の(10) |
|-------|------------|-------|-----------|

# 【社会福祉法人祥水園（エフエム五條）】

## 放送番組審議会規則

### （主 旨）

第1条 この規則は、放送法（昭和25年法律第132号以下、「法」という）第3条の4及び第51条の規定に基づき、「社会福祉法人祥水園（エフエム五條）」放送番組審議会（以下「審議会」という）の組織、運営、その他必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 審議会は、「社会福祉法人祥水園（エフエム五條）」理事長の諮問に応じ、放送番組の適正化を図るため必要な事項を審議し、その結果を理事長に答申する。また、これに関し、理事長に対し意見を述べることができる。

### （組 織）

第3条 審議会は、委員5名以上6名以内を以て組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で、できる限り放送対象地域に住所を有する者の内から、理事長が委嘱する。

- (1) 市 民
- (2) 学識経験者
- (3) 前各号に掲げる者の他に理事長が必要と認める者

### （任 期）

第4条 委員の任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第5条 審議会には、会長及び副会長の各々一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があった時、または、会長が欠けた時はその職務を代理する。

(会 議)

- 第 6 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
  - 3 議事は、出席した委員の過半数を以て決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。
  - 4 審議会が必要と認めるときには、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶 務)

- 第 7 条 審議会の庶務は、放送総務部に於いて処理する。

(委 任)

- 第 8 条 この規則に定めるものの他、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、2017年6月13日から施行する。

## 別紙26の(7) 放送番組の編集の基準

「社会福祉法人祥水園（以下「当会社」という。）」は、地域文化の発展、公共福祉の増進、産業と経済の繁栄等に寄与することを使命とします。

当会社は、この自覚のもとに、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、社会の信頼に応えます。

このため、当会社は放送番組を次の基準によって編成します。

- ・ 放送番組の編成  
報道番組、行政情報番組、生活情報番組、タウン情報番組、観光情報番組、交通情報番組、気象情報番組、娯楽番組、広告等の各種番組相互の調和を図ります。
- ・ 報道番組  
事実に基づいて公正な立場を守り、対立意見の問題については多角的に論点を明示します。
- ・ 行政情報番組  
迅速できめ細かな情報提供に努め、住民の地方自治意識の向上を図ります。また、災害などの緊急事態発生に際しては、速やかに行政から発せられる災害情報及び対策情報等の提供を行います。
- ・ 生活情報番組  
生活情報番組は、地域の文化全般の活性化を図り、聴取者の幅広い常識習得と豊かな人格形成に寄与するよう努めます。
- ・ 観光情報番組  
地域の持つ歴史風土と文化を正しく伝えることに努め、地域振興を図ります。
- ・ 娯楽番組  
聴取者に健全な楽しみを提供し、生活に潤いを与え、その内容を豊かにするよう努めます。
- ・ 広告番組  
広告放送は、公衆の経済生活と産業経済の発展に資するものであって、消費者を保護し、地域住民の生活の向上に寄与することを目的に、虚偽や誇張を避け、放送番組の内容とよく調和し、その量は、広告放送基準に示されたとおりに行います。

|       |            |       |          |
|-------|------------|-------|----------|
| 平成28年 | 社会福祉法人 祥水園 | C F M | 別紙26の(7) |
|-------|------------|-------|----------|

## 別紙26の(8) 放送番組の編集に関する基本計画

「社会福祉法人祥水園」は、五條市民生活に密着したコミュニティ放送として、社会的、文化的使命を果たします。

放送番組の編集に関しては、公共の福祉増進の立場から常に品位を重んじ、世論を尊び、言論の自由と公正を貫き、自らの権威を高めると共に、地域社会の産業、経済、文化など、各分野の発展向上に貢献するよう配慮します。

放送番組を、企画、制作、編成するにあたっては、次の基本計画によるものとします。

### 【番組の配列】

放送番組の編成にあたっては、報道番組、行政情報番組、生活情報番組、タウン情報番組、観光情報番組、交通情報番組、気象情報番組、娯楽番組、広報番組など、すべての放送番組をそれぞれの性格に応じて地域社会の聴取対象及び生活時間を考慮し、各放送番組相互間の調和と適正を保つ放送番組は、次の方針によって配列します。

- 1) 午前中の放送時間帯 地域密着の主婦向け生活情報番組及びタウン情報番組を主体とし  
一般向け生活情報番組及びタウン情報番組を主体とします。
- 2) 午後の放送時間帯 一般向け生活情報番組及びタウン情報番組を主体とします。
- 3) 夕方の放送時間帯 一般向け娯楽番組を主体とします。
- 4) 土曜日・日曜日 一般向け交通情報番組、気象情報番組及び若者向け娯楽番組を主体とします。

### 【報道番組】

報道番組は、真実を公平且つ迅速に伝達し、地域社会住民の社会的関心を満足させるよう努めます。放送番組は、一般にわかり易い表現を用い、事実と事実以外の推定は明確に区別し、聴取者に誤解を与えることのないように努めます。

### 【行政情報番組】

行政情報は、広範囲で分かり易く伝達し、豊かな「まちづくり」の創造に努めます。

### 【生活情報番組】

生活情報番組は、地域の文化全般の活性化を図り、聴取者の幅広い常識習得と豊かな人格形成に寄与するよう努めます。

### 【観光情報番組】

観光情報番組は、地域の総合的な観光・レジャー情報を提供する機能としての役割を担い、聴取者が興味深く情報収集できるように努めます。

### 【娯楽番組】

娯楽番組は、新しい音楽文化の創造とフレッシュ且つ健康で明朗な音楽情報の発信を基本とし、内容の低俗性を排し、常に社会の秩序、道徳、良俗に反することのないように、作品の品位及び表現方法について充分配慮します。

### 【広告番組】

広告放送は、公衆の経済生活と産業経済の発展に資するものであって、消費者を保護し、地域住民の生活の向上に寄与することを目的に、虚偽や誇張を避け、放送番組の内容とよく調和し、その量は、広告放送基準に示されたとおりに行います。

|       |            |       |          |
|-------|------------|-------|----------|
| 平成28年 | 社会福祉法人 祥水園 | C F M | 別紙26の(8) |
|-------|------------|-------|----------|

